

こども性暴力防止法の施行に向けた対応について①

◆法の概要、対象事業、犯罪事実確認手続き、スケジュールは3枚目以降参照

＜こども性暴力防止法の施行に向けた準備について＞

- ・こども性暴力防止法が今年12月25日に施行される。
- ・この法律では、認可保育所、認定こども園、児童館等、こどもに保育、教育等を提供する事業者、従事者の性犯罪前科の確認（犯罪事実確認）など、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務づけられている。
- ・犯罪事実確認等の各種手続きは、原則「こども性暴力防止法関連システム」においてオンラインで行われる。
- ・事業者には、法律の施行と同時に、従事者の犯罪事実確認等の各種義務が生じることから、施行時点でシステムへのアカウント登録が確実に行われていなければならない。
- ・また、安全確保措置に関する対応として、従事者に対して研修を受講させなければならない、法施行前に行う必要がある。
- ・さらに、学校設置者等（市町村、社会福祉法人等）は、従事者が児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の報告のルール、その後の対応ルールの策定、周知を行う必要があり、法施行前に、従事者並びに児童等及び保護者に対して周知することとされている。
- ・こども性暴力防止法施行ガイドラインにおいては、学校設置者等が児童等や保護者に対して、法における犯罪事実確認その他安全確保措置等の仕組みや、これに基づく教育、保育等の現場における取組、性暴力とは何かということ、児童等が被害にあった場合の対応、こどもの権利等について周知、啓発を行うことが重要であると示されている。

こども性暴力防止法の施行に向けた対応について②

<市町村への依頼(協力)事項>

1 GビズID取得

- (1) 公立の保育所・認定こども園等の設置者としてのGビズIDの事前取得（首長部局でIDは1つ）
 - ・今月中に事前取得をお願いします。（詳細は、「こども性暴力防止法に基づく事務手続きに必要なGビズIDの事前取得について」（令和8年3月13日付け こ育30052-184号 各市町村保育担当課長あて 群馬県生活こども部こども・子育て支援課長名通知）を参照）
- (2) 貴市町村内の民間保育所、認定こども園（全類型）、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度））の施設に対するGビズID取得の周知
 - ・上記(1)と同様に、今月中に事前取得するよう、周知をお願いします。

2 施設等の事業者情報の一括登録（まとめ登録）

(1) まとめ登録（別途、県から登録様式等を含め通知する）

- ・事業者のアカウント登録は、登録漏れを防ぐ、登録情報に誤りがないかを確認するなどの観点から、所轄庁（※1）において、事業者の情報を取りまとめ、ファイル（エクセル）登録する。
- ・所轄庁で登録したファイルは、登録とりまとめ担当である群馬県に送付、群馬県からこども家庭庁に提出する。

市町村（中核市含む）から県への送付先、送付期限（※2）は別途通知済。

<※1 所轄庁>

○群馬県生活こども部こども・子育て支援課

- ・保育所（中核市立および中核市に所在する私立を除く）
- ・認定こども園（中核市立および中核市に所在する私立を除く）

上記2施設については、市町村保育担当課経由で各施設で入力したファイルを送付していただくよう協力をお願いします。

- ・児童厚生施設（次項へ続く）

こども性暴力防止法の施行に向けた対応について③

<市町村への依頼(協力)事項>

<※1 所轄庁(前項から続く)>

○中核市

市内に所在する保育所、認定こども園

○市町村(中核市含む)

家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

<※2>

送付先 県こども・子育て支援課(児童厚生施設以外は保育係、児童厚生施設は子育て支援係)

送付期限 認定こども園: 5月29日(金) 保育園等児童福祉関係: 6月30日(火)

◆留意事項

送付期限に遅れ、こども家庭庁運用のシステムへのアカウント登録が間に合わないまま、施行日以降に新たな従業者を雇い入れ、犯罪事実確認をせずに、こどもに接する業務に従事させた場合は、法律違反状態になります。送付期限は厳守願います。

3 安全確保措置、情報管理措置等

・「こども性暴力防止法に関する研修教材及び解説動画・資料並びに報告・対応ルール及び保護者・児童等向け周知用資料のひな型について(周知依頼)」(令和8年4月21日付けこ支性第5号こども家庭庁支援局長通知)を参照願います。(当課から令和8年4月27日メール送付済)

・法施行前までに、学校設置者等が従事者への研修、児童対象暴力等の疑いを把握した場合の報告ルール・対応ルールの策定、従事者や児童等及び保護者への周知を行う必要がありますが、こども家庭庁において、従事者向け研修教材、こども性暴力防止法に関する解説動画・資料、報告ルール・対応ルールのひな型、保護者向け周知用資料のひな型及び児童等向け周知資料(相談後のフロー)のひな型をホームページで掲載しています。

・これらを活用し、学校設置者等として、法施行前までに必要な対応を行っていただくとともに、貴市町村管内の各種法人等に対しても、同様の対応を行っていただくよう周知をお願いします。

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 令和6年法律第69号)

趣旨	児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が 教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じる ことを義務付けるなどする。	
対象事業者	学校設置者等（第2条第3項）：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者 民間教育保育等事業者（第2条第5項）：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者	
対象事業者の責務等	<u>学校設置者等及び民間教育保育等事業者（第3条第1項）</u> ・教員等及び教育保育等従事者による 児童対象性暴力等の防止 に努める ・児童対象性暴力等の 被害児童等を適切に保護 する	<u>国（第3条第2項）</u> ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な 情報の提供、制度の整備 等の施策を実施
対象事業者に求められる措置等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">初犯対策</div> (1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置 ・危険の早期把握のための児童等との 面談等 （第5条第1項等） ・児童等が 相談を行いやすくするための措置 （相談体制等）（第5条第2項等） (2) 被害が疑われる場合の措置 ・ 調査 （第7条第1項等） ・被害児童の 保護・支援 （第7条第2項等） (3) 教員等の 研修 （第8条等）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">再犯対策</div> (4) 対象となる 性犯罪前科の有無の確認 （第4条等） ・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要 ・学校設置者等の現職者は、施行から3年以内に確認（第4条第3項等） ・民間教育保育等事業者の従事者は、認定から1年以内に確認（第26条第3項） ・確認を行った従事者については、その後5年ごとに確認（第4条第4項等） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 特定性犯罪前科の確認対象 ㊦ 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年 ㊧ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年 ㊨ 罰金：刑の執行終了等から10年 </div>
	<u>防止措置の義務</u> ・性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、 児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど） を講じなければならない。（第6条等） ※ 特定性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、 防止措置 は必須。 詳細は、ガイドラインで示す予定。	○ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条） ○ 情報の秘密保持義務（第39条）
指導・監督	<u>安全確保措置の指導・監督</u> ・学校設置者等：各所管法令に基づき、所管庁が監督 ・認定事業者：国（こども家庭庁）が直接監督 （定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表、等）	<u>情報管理措置等の実施状況の指導・監督</u> ・国（こども家庭庁）が直接監督 （定期報告、報告徴収及び立入検査、公表、命令、等）

対象「事業」の範囲等

対象事業の範囲の考え方

こどもの未熟さ等に乗じた性犯罪を防ぐため、事業の性質が、次の要件を満たすものを対象範囲として検討。

- ① 支配性 (こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと)
- ② 継続性 (時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと)
- ③ 閉鎖性 (親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること)

対象事業の例

学校設置者等

【義務】

対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っている施設・事業

- 学校教育法上の設置・認可の対象となっているもの
 - ・学校(幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校)
 - ・専修学校(高等課程)
- 認定こども園法又は児童福祉法上の認可等の対象となっているもの
 - ・認定こども園
 - ・児童福祉施設(保育所、指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
 - ・児童相談所(一時保護施設を含む)
 - ・指定障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援)
 - ・家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業)
 - ・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

民間教育保育等事業者

【認定】

各種学校等、児童福祉法上の届出事業や、現在全く業規制がない分野であって行政が事前に事業の範囲を把握しきれないもの等については、認定制度(義務の対象となる事業者が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されているものとして認定)を設けてその対象とする

- 学校教育法に規定される専修学校(一般課程。簿記学校、製菓学校等)及び各種学校(准看護学校、助産師学校、インターナショナルスクール等)
 - 学校教育法以外の法律に基づき学校教育に類する教育を行う事業(高等学校の課程に類する教育を行うもの。公共職業訓練中卒者向けコース等を想定)
 - 児童福祉法上の届出の対象となっているもの等
 - ・放課後児童クラブ等
 - ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て短期支援事業
 - ・認可外保育施設
 - ・児童自立生活援助事業 ・小規模住居型児童養育事業
 - ・妊産婦等生活援助事業 ・児童育成支援拠点事業 ・意見表明等支援事業
 - 障害者総合支援法上に規定されるもの(障害児を対象とするもの)
 - ・居宅介護事業 ・同行援護事業 ・行動援護事業
 - ・短期入所事業 ・重度障害者等包括支援事業
 - 民間教育事業(児童に技芸又は知識の教授を行うもの。一定の要件を設定(※))
 - ・学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール 等
- ※ 「対面指導」「習得するための標準期間が6か月以上」「事業者が用意する場所」「技芸又は知識の教授を行う者が政令で定める人数以上」を検討。

認定の表示・利用促進等

・認定を受けた事業者であることが利用者に分かるよう、**国が公表。事業者は認定を受けた旨を表示可能。**

※そのほか、利用者に対して認定事業者の**公表・表示について十分に周知**するとともに、所管省庁等が連携して**事業者による認定の取得を促進**。



犯歴「なし」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

犯歴「あり」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から従事者本人に回答内容を事前に通知。従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。
- ⑥ -1 訂正請求期間中に従事者本人が内定辞退すれば、犯罪事実確認書は交付されない
- 2 訂正請求せず2週間が経過すれば、こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付



! 犯歴のある・なしに関わらず、犯罪事実確認に関する情報は厳重に取り扱う必要があります。

※ 対象従事者が派遣労働者等である場合は、派遣元ではなく、派遣先の事業者にて犯罪事実確認を実施します。



犯罪事実確認の期限

- ① 新規採用・配置転換：**内定・内示等から従事開始まで**

<やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）>

- ・ 急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- ・ 合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。

- ② 義務事業の現職者：**法施行から3年以内**
- ③ 認定事業の現職者：**認定から1年以内**
- ④ 一度確認を受けた者：**5年ごとに再確認が必要**

犯罪事実確認にかかる時間

- 日本国籍の場合：**2週間～1か月程度**
- 外国籍の場合：**1か月～2か月程度**



こども性暴力防止法関連システムの事業者アカウント登録までの流れ(イメージ)

○ 新システムを通じたアカウント登録までの手続・期間は、次のような流れを想定(調整中の内容を含む)。

① 【学校設置者等・施設等運営者】GビズIDの申請等(～4月末頃まで:約3か月)

- ・ 学校設置者等・施設等運営者が、個別にGビズID(プライム)を申請
- ・ GビズID(プライム)発行後、各事業者は、必要に応じてGビズID(第一管理者)を登録
- ※ プライム取得後、「③事業者情報の登録」までに、プライム・第一管理者の異動が生じた場合は登録を更新

② 【デジタル庁】GビズIDの発行

- ・ デジタル庁において、申請されたGビズID(プライム、第一管理者)を発行

③ 【学校設置者等・施設等運営者(※施設・事業所が登録)】事業者情報の登録(4月～6月:約3か月)

- ・ 施設・事業所が、学校設置者等・施設等運営者の情報を含め、事業者情報(GビズIDを含む)を所轄庁に登録
- ・ 所轄庁の方針に従い、4・5月中も登録可能
- ※ 登録様式(エクセル/フォーム)や、学校設置者等が新設された場合等の情報更新の方法等については別途検討

④ 【所轄庁】事業者情報の確認・とりまとめ・提出(5月～7月:約3か月)

- ・ 学校設置者等の登録情報に不備がないかの確認を行い、とりまとめた段階で、こども家庭庁に提出(※)
- ・ 所轄庁ごとに締切りを前倒しするなどし、情報が早めにとりまとめられ、締切り以前であっても提出可能(こども家庭庁への提出締切りは厳守)
- ※ 提出に当たっては、所轄庁から「登録とりまとめ」担当に提出し、「登録とりまとめ」担当からこども家庭庁に提出する。

⑤ 【こども家庭庁】データクレンジング→システムへのデータ取込み(5月中旬～10月:約5か月半)

- ・ 提出された事業者情報を精査 → 所轄庁を通じて学校設置者等に情報の確認 → 情報の確定(システムへの取込み)

⑥ 【学校設置者等・施設等運営者】権限設定準備(11月～12月上旬:約1か月半)

- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、事務等を行う従事者ごとに、いずれの権限(犯歴確認ができる者等)を設定するか検討

⑦ 【学校設置者等・施設等運営者】権限設定(12月中旬にシステム暫定稼働) → 犯罪事実確認書の交付申請等(施行日(12月25日)にシステム本格稼働)

- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、システム(暫定稼働)上で権限設定 → 施行日(12月25日)からシステム上で犯罪事実確認書の交付申請が可能に

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
こども家庭庁	周知・説明会等				⑤データクレンジング							★	⑦システム 暫定稼働 (12月中旬)
デジタル庁		②GビズID発行・通知			… 所轄庁ごとに順次提出・確認			照会	回答	データ取込み			
所轄庁					④事業者情報の確認・とりまとめ・提出			⑤こども家庭庁からの確認に対応					↓ 権限設定
学校設置者等 ・施設等運営者		① GビズID申請等			… 順次提出・確認						⑤こども家庭庁からの確認に対応		⑥権限設定準備 ★
			③事業者情報の登録(※施設・事業所が登録)										↓ 本格稼働 (12月25日)



令和8(2026)

※1 各種ひな型・参考資料、研修教材等については別紙1を参照。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

国からの周知資料等

▲
ガイドライン
(1月9日)

▲
まとめ登録
マニュアル

- 研修教材、解説動画・資料
- 周知啓発資料
- 報告・対応ルールひな型

▲
事務手続
マニュアル
(予定)

▲
法施行
(12月25日)

システム登録

GビズID取得【4月末まで】
(法人・運営者等で取得)

事業者情報登録【指定の期限まで】
(施設・事業所から所轄庁に登録)

国からの確認に対応
【必要に応じて随時】

権限設定準備
【12月上旬まで】

権限設定

犯罪事実確認・防止措置

制度についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）

対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定

就業規則の見直し（不適切な行為の範囲、懲戒事由等）、採用募集要項等の見直し

※2 詳細は別紙2参照

採用過程での性犯罪前科の事前確認

※2 詳細は別紙2参照

現職者の犯罪事実確認の工程表作成【R9.1中旬まで】

※3 教育委員会のみ

安全確保措置

体制整備（相談窓口設置・周知等）

性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

従事者向け研修の計画策定・実施

児童等・保護者向け周知・啓発

情報管理措置

情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

情報管理担当者向け研修の実施

その他

（委託・指定管理等を行っている場合）役割分担の検討

事業者向け研修の受講